

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六、六八）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 50,000	円 52,100
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	50,000	52,100
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	50,000	52,100
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	50,000	52,100
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	45,000	52,100
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	40,000	52,100
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	35,000	50,300
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	30,000	48,500
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	26,000	46,700
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	22,000	44,900
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	18,000	43,100
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	14,000	41,300
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	10,000	39,500
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	6,000	37,700
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	3,000	36,300
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800		34,900
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500		33,500
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200		32,100
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900		30,700
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600		29,300
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300		27,900
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300		27,300
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300		26,700

23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800		25,700
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300		25,100
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800		24,500
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300		23,900
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800		23,300
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300		22,500
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800		22,200
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300		21,800
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800		21,200
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300		20,300
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300		19,400
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300		18,700

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
改正後の別表の規定は、令和七年四月一日から適用する。